

機構から測量・建設コンサルタント等業務を受注するまでの手続き

1 有資格業者名簿への登録

独立行政法人都市再生機構が発注する測量・建設コンサルタント等の業務（以下「コンサル業務」という。）の受注を希望する者は、機構の各本部等（本社、東北震災復興支援本部、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部、中部支社、西日本支社及び九州支社の7本部等）ごとに作成する「登録業者公表名簿（建設コンサルタント等）」に登録される必要があります。

この「登録業者公表名簿」は、2年ごとに更新しておりますので、登録を希望する者は、更新時に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を本店所在地区の機構本部等に提出して下さい（1回の提出で複数地区の登録が可能です。）。機構では、提出された申請書について審査の上、希望する業務の種別ごとに総合点数の算定をして、「登録業者公表名簿」に登録します。

また、随時登録も可能です。

「一般競争（指名競争）参加資格申請書」の様式及び申請の方法については、当機構ホームページに掲載してあります。

ホームページアドレス：<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

- (1) 東日本地区の本部等（東北震災復興支援本部、東日本都市再生本部及び東日本賃貸住宅本部）は、同一の「登録業者公表名簿」（東日本地区）を使用しています。
- (2) 本社が発注するコンサル業務においては、業務ごとにそれぞれの地区（東日本、中部、関西、九州）の「登録業者公表名簿」を使用しています。

2 入札・契約手続

コンサル業務に係る主な契約手続は、次のとおりです。

- (1) 公募型プロポーザル方式
 - ① 対象業務
建築基本設計、地域計画調査、重要構造物の計画調査等で技術的に高度な業務のうち、8,100万円以上のもの
 - ② 手続
 - ・ 業務ごとに官報に「手続開始の公示」を掲載しますから、参加を希望する者は、「参加表明書」を当該公示に定める期限内に提出します。
 - ・ 当該参加表明書を提出した者の中から契約担当役が過去の実績や技術者の状況等を審査し、技術提案書の提出者を数社選定します。
 - ・ 選定された者から提出された技術提案書を審査し、当該業務について技術的に最適な者を特定します。
 - ・ 競争参加資格は、「手続開始の公示」の中に明記されていますが、「登録業者公表名簿」に登録されていることが前提となっております。
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式
 - ① 対象業務
(1)に掲げる業務で、5,000万円以上8,100万円未満のもの

② 手続

- ・ 業務ごとに発注本部等のホームページ、事務所内掲示板に「手続開始の公示」を掲載しますから、参加を希望する者は、「参加表明書」を当該公示に定める期限内に提出します。
- ・ 当該参加表明書を提出した者の中から契約担当役が過去の実績や技術者の状況等を審査し、技術提案書の提出者を数社程度選定します。
- ・ 選定された者から提出された技術提案書を審査し、当該業務について技術的に最適なものを特定します。
- ・ 競争参加資格は、「手続開始の公示」の中に明記されていますが、「登録業者公表名簿」に登録されていることが前提となっております。

(3) 公募型競争入札方式

① 対象業務

公募型プロポーザル方式によるもの以外の業務のうち、8,100万円以上のもの

② 手続

- ・ 業務ごとに官報に「手続開始の公示」を掲載しますから、参加を希望する者は、「参加表明書」を当該公示に定める期限内に提出します。
- ・ 当該参加表明書を提出した者の中から契約担当役が過去の実績や技術者の状況等を審査のうえ指名し、指名競争入札に付します。
- ・ 競争参加資格は、「手続開始の公示」の中に明記されていますが、「登録業者公表名簿」に登録されていることが前提となっております。

(4) 簡易公募型競争入札方式

① 対象業務

(3)に掲げる業務で、原則として5,000万円以上8,100万円未満のもの

② 手続

- ・ 業務ごとに発注本部等のホームページ、事務所内掲示板に「手続開始の公示」を掲載しますから、参加を希望する者は、「参加表明書」を当該公示に定める期限内に提出します。
- ・ 当該参加表明書を提出した者の中から契約担当役が過去の実績や技術者の状況等を審査のうえ指名し、指名競争入札に付します。
- ・ 競争参加資格は、「手続開始の公示」の中に明記されていますが、「登録業者公表名簿」に登録されていることが前提となっております。

(5) その他

(1)～(4)に掲げる業務以外には、指名プロポーザル方式、指名競争入札方式及び随意契約方式があります。

3 発注予定情報の公表

コンサル業務については、発注予定情報を各本部等において掲示することにより公表しております。

なお、発注予定情報は、公表後に変更又は追加することがあります。

(1) 公表の範囲

公募型プロポーザル、簡易公募型プロポーザル、公募型競争入札及び簡易公募型競争入札の方式により発注が予定されるコンサル業務

- (2) 公表の内容
業務名、履行期限、業務概要、業種区分及び入札予定時期等
- (3) 公表の時期
 - ① 4月
 - ② 11月（①の情報に見直しを加えたもの。）
 - ③ 1月（②の情報に見直しを加えたもの。）

4 入札結果の公表

コンサル業務（予定価格が100万円を超えない随意契約によるものを除く。）については、入札の結果を公表することとしております。

- (1) 公表の範囲及び内容
 - ① 指名競争に付した場合……入札の執行予定、指名業者名、入札者名及び各入札者の各回の入札金額等を公表しています。
 - ② 随意契約によることとした場合……契約の相手方及び契約金額等を公表しています。
- (2) 公表の時期
 - ① 指名競争に付した場合には、入札の執行予定については入札執行通知後に、指名業者名、入札者名及び各入札者の各回の入札金額については落札者の決定後にそれぞれ公表しています。
 - ② 随意契約によることとした場合には、契約の相手方及び契約金額の決定後に公表しています。
- (3) 公表の方法等
それぞれのコンサル業務の契約を所掌する各発注担当事務所において、公表すべき内容を記載した書面を閲覧に供することにより行っています。

5 契約の締結

- (1) 契約の成立
契約は、契約書に落札者及び機構双方が調印（電子契約方式による場合は電子署名）したときをもって成立します。
- (2) 契約書の提出期限
落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければなりません。
落札者がこの期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがあります。
- (3) 契約履行の保証
コンサル業務の内容によっては、工事と同様に契約履行に関する保証が必要な場合があります。

6 契約の履行

契約の締結が完了すれば、当該業務の契約履行義務が生じます。コンサル業務の履行に当たっては、契約書や仕様書等に従い、契約を履行しなければなりません。

7 前払金

1件の請負代金額が300万円以上で、かつ、履行期間が60日以上業務について、着手段階で事前に必要となる材料購入費その他の準備経費については、請負金額の10分の3以内を限度として「前金払」の支払いを請求することができます。

なお、「前払金」の支払いを請求するに当たっては、保証事業会社と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証

契約を締結し、その保証証書を機構に寄託しなければなりません。（電磁的方法による場合は、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることにより、保証証書の寄託に代えることができます。）